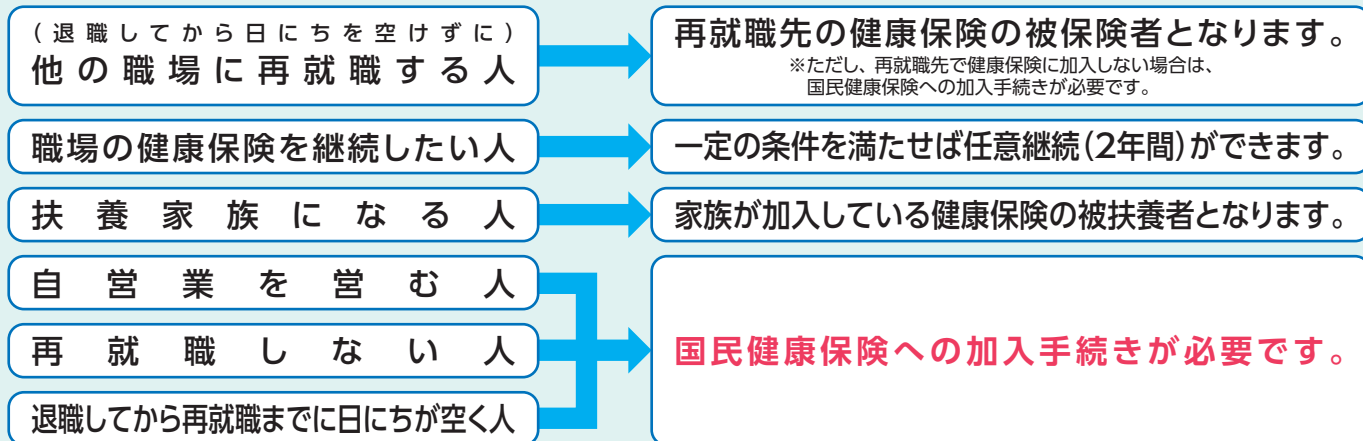


職場の健康保険に加入していて、会社などを 退職・転職されたみなさまへ



会社などを退職したり、新たに就職したりすると、今まで加入していた健康保険の給付が受けられず全額自己負担となってしまうたり、保険税(料)の過払いをしてしまったりすることがあります。そのようなことにならないよう国民健康保険への加入の手続きは、すみやかにいきましょう。

退職・転職したとき



※75歳以上の人(一定の障害がある人は65歳以上)は、後期高齢者医療制度の対象となります。

●国民健康保険に加入していて、就職したとき

職場の健康保険に加入する人 ➔ 国民健康保険からの脱退手続きが必要です。

国民健康保険(国保)への

加入の手続き

国保に加入するには、届出が必要です。届出が遅れると、さかのぼって保険税(料)を支払ったり、医療費を全額自己負担したりしなくてはなりません。



届出の方法

退職した日の翌日(国保の資格は、この日から発生)から14日以内に、本人がお住まいの市町村の国保窓口へ届け出てください。

届出に必要なもの

「社会保険の離脱証明書」、「はんこ(朱肉を使うもの)」、「マイナンバーカード」(または「通知カード*2」と「写真付身分証明書」)

※国民年金の加入手続きを同時にするときは、年金手帳も持参してください。社会保険の離脱証明書については、退職された会社(事業所)へお問い合わせください。



*2 通知カードは令和2年5月25日に廃止となりました。ただし、通知カードに記載されている住所・氏名などが住民票と一致している場合に限りマイナンバーの証明をすることができます。

脱退の手続き

国保を脱退するには、届出が必要です。届出が遅れ、国保の被保険者証で受診してしまうと、国保分の医療費をあとで返さなくてはいけなくなる場合や、健診費用を後日負担していただく場合があります。また、届出をしないと、保険税(料)を二重に請求されてしまうことになります。



届出の方法

職場の健康保険に加入した日の翌日(国保の資格は、この日からなくなる)から14日以内に、本人がお住まいの市町村の国保窓口へ届け出てください。

届出に必要なもの

「国保の被保険者証」、「加入した職場の健康保険証*1」、「はんこ(朱肉を使うもの)」、「マイナンバーカード」(または「通知カード*2」と「写真付身分証明書」)

*1 資格取得日がわかる証明書でも良い場合があります。また、マイナンバーを利用した情報連携により、必要でない場合もあります。

上記手続き(届出に必要なもの)は、市町村によって異なる場合があります。詳しくは市町村の国保窓口にお問い合わせください。